



金 沢 市 公 報

第 3 0 3 5 号 の 4

令和3年(2021年)3月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市立中村記念美術館条例等の一部を改正する条例 (文化政策課)	5
●条 例		○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例 (企業立地課)	8
○金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	1	○金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	8
○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課)	4		
○金沢市体育施設条例の一部を改正する条例 (スポーツ振興課)	4		

条 例

金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第12号

金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例

金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2号中「文化財の保護に関すること」を「次号に掲げるもの」に改め、同号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 次に掲げる青少年教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（当該教育機関に係る青少年教育に関する事務を含む。）。

ア 金沢市青少年野外体験施設条例（平成12年条例第62号）に規定する青少年野外体験施設

イ 金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号）に規定する青少年健全育成センター

ウ 金沢市長土堀青少年交流センター条例（平成31年条例第5号）に規定する交流センター

本則に次の1号を加える。

(4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(金沢市文化財保護条例の一部改正)

第2条 金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市」に改める。

第4条第1項中「教育委員会」を「市」に改める。

第5条及び第6条中「市は」を「市長は」に改める。

第7条、第9条、第10条第1項及び第11条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条、第14条及び第15条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「市」を「市長」に改める。

第17条中「市」を「市長」に改める。

第18条及び第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条中「市は」を「市長は」に改める。

第21条及び第23条中「市」を「市長」に改める。

第24条第1項中「教育委員会」を「法第190条第2項の規定に基づき、市」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第25条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第28条中「教育委員会が」を「市長が別に」に改める。

第30条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正）

第3条 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項及び第3項中「及び教育委員会」を削る。

第5条中「及び教育委員会」、「の各号」及び「（市長にあっては、第8号に定める基準）」を削り、「同条同項」を「同項」に改め、同条第7号中「地貌^{ほう}」を「地貌」に改める。

第6条から第8条までの規定中「及び教育委員会」を削る。

第10条第1項中「教育委員会」を「本市」に改め、同条第2項中「及び教育委員会」を削る。

第11条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「及び教育委員会が」を「が別に」に改める。

（金沢市埋蔵文化財センター条例の一部改正）

第4条 金沢市埋蔵文化財センター条例（平成9年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（金沢市青少年野外体験施設条例の一部改正）

第5条 金沢市青少年野外体験施設条例（平成12年条例第62号）の一部を次のように改正

する。

第4条中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条から第7条まで及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（金沢市教育プラザ条例の一部改正）

第6条 金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 青少年健全育成センター

第4条の次に次の2条を加える。

（開所時間）

第4条の2 教育プラザ（こども相談センターを除く。次条において同じ。）の開所時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）（学校教育センター以外の施設にあっては、市長。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休所日）

第4条の3 教育プラザの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

第5条第1項中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「地域教育センター」を「青少年健全育成センター」に改め、同条第2項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条から第8条まで並びに別表第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

（金沢市長土堀青少年交流センター条例の一部改正）

第7条 金沢市長土堀青少年交流センター条例（平成31年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条ただし書、第8条から第11条まで及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（経過措置）

第8条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に附則第2条から前条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により本市若しくは金沢市教育委員会がした承認、指定その他の行為でその効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に附則第2条から前条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により本市若しくは金沢市教育委員会に対してされている承認の申請その他の行為は、第3項に定めるものを除き、施行日以後における附則第2条から前条までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長がした承認、指定その他の行為又は市長に対してされた承認の申請その他の行為とみなす。

2 施行日前に附則第2条から前条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により本市又は金沢市教育委員会に対し、申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、附則第2条から前

条までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、附則第2条から前条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定を適用する。

- 3 この条例の施行の際現に附則第3条の規定による改正前の金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「旧条例」という。）第11条第2項の規定により金沢市教育委員会が委嘱し、又は任命した金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の委員は、附則第3条の規定による改正後の金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例第11条第2項の規定により市長が委嘱し、又は任命した審議会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第11条第2項の規定により金沢市教育委員会が委嘱し、又は任命した審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第13号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 当分の間、別表金沢市立中央小学校芳齋分校の項中「金沢市芳齋2丁目3番8号」とあるのは、「金沢市長町1丁目10番35号」とする。
別表金沢市立田上小学校の項の次に次のように加える。

（仮称）金沢市立田上校下新小学校	金沢市田上本町4丁目28番地	
------------------	----------------	--

第2条 金沢市学校設置条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「金沢市長町1丁目10番35号」を「金沢市新堅町3丁目25番地」に改める。

第3条 金沢市学校設置条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定は令和3年4月1日から、第2条及び第3条の規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第14号

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例

金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中金沢市営浅野テニスコートの項を削り、金沢市営田上運動広場の項を次のように改める。

金沢市営田上運動広場	金沢市田上2丁目142番地1
------------	----------------

別表第1 金沢市営浅野テニスコートの項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の表金沢市営田上運動広場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市立中村記念美術館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第15号

金沢市立中村記念美術館条例等の一部を改正する条例

(金沢市立中村記念美術館条例の一部改正)

第1条 金沢市立中村記念美術館条例(昭和50年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「市長は、」の次に「特に」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日以外の日)

(金沢くらしの博物館条例の一部改正)

第2条 金沢くらしの博物館条例(昭和53年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「市長は、」の次に「特に」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日以外の日)

(金沢市立安江金箔工芸館条例の一部改正)

第3条 金沢市立安江金箔工芸館条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「市長は、」の次に「特に」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日以外の日)

(金沢ふるさと偉人館条例の一部改正)

第4条 金沢ふるさと偉人館条例(平成5年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「市長は、」の次に「特に」を加え、同条中第2号を第3号と

し、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

（金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部改正）

第5条 金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「歴史的観光施設」の次に「（金沢市老舗記念館（以下「老舗記念館」という。）を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 老舗記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- (3) 展示資料の整理等のために必要とする期間

第7条第1項中「金沢市老舗記念館（以下「」及び「」という。）」を削る。

（泉鏡花記念館条例の一部改正）

第6条 泉鏡花記念館条例（平成11年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「市長は、」の次に「特に」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

（金沢湯涌夢二館条例の一部改正）

第7条 金沢湯涌夢二館条例（平成11年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第4条の2を次のように改める。

（休館日）

第4条の2 夢二館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- (3) 展示資料の整理等のために必要とする期間

（金沢蓄音器館条例の一部改正）

第8条 金沢蓄音器館条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「市長は、」の次に「特に」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規

定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

（前田土佐守家資料館条例の一部改正）

第9条 前田土佐守家資料館条例（平成13年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第4条の2を次のように改める。

（休館日）

第4条の2 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 展示資料の整理等のために必要とする期間

（室生犀星記念館条例の一部改正）

第10条 室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「市長は、」の次に「特に」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

（徳田秋聲記念館条例の一部改正）

第11条 徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「市長は、」の次に「特に」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

（金沢湯涌江戸村条例の一部改正）

第12条 金沢湯涌江戸村条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（休園日）

第5条 江戸村の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第16号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（昭和58年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「又は増設した」を「増設し、又は取得した」に、「又は増設に」を「増設又は取得に」に改め、同条第6号中「第2条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第17号

金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年法律第123号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、「通所」を「通所等」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(6) 日中における活動の場の提供

第4条を次のように改める。

(利用の対象者)

第4条 ひまわり教室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の13第2項の規定により障害児とみなされる者（以下「特例児童」という。）を含む。以下同じ。）とする。

(1) 次のアからエまでのいずれかの支援に係る法第21条の5の5第1項（法第21条の5の13第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定による障害児通所給付費等の支給の決定に係る児童

ア 児童発達支援（法第6条の2の2第2項の児童発達支援をいう。以下同じ。）

イ 放課後等デイサービス（法第6条の2の2第4項の放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）

ウ 居宅訪問型児童発達支援（法第6条の2の2第5項の居宅訪問型児童発達支援を

いう。以下同じ。)

エ 保育所等訪問支援（法第6条の2の2第6項の保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)

(2) 障害者総合支援法第77条第3項の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として市長が行う日中一時支援（以下「日中一時支援」という。）の利用の決定に係る児童

第5条中「午後4時30分」を「午後7時」に、「正午」を「午後5時」に改める。

第6条を次のように改める。

（利用の承認）

第6条 ひまわり教室を利用しようとする児童の保護者（当該児童が特例児童である場合は、当該特例児童）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第7条の見出し中「入所の承認」を「利用」に改め、同条中「への入所を承認しないものとする」を「の利用を制限することができる」に改め、同条第1号中「入所して」を「利用して」に改め、「（以下「入所児童」という。）」を削り、同条第2号中「入所しよう」を「利用しよう」に改め、同条第3号中「入所」を「利用させること」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第11条第1項中「及び放課後等デイサービス」を「、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに日中一時支援」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第6条の規定によりなされている入所の承認は、改正後の第6条の規定によりなされた利用の承認とみなす。
- 3 ひまわり教室の利用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和3年(2021年)3月22日 印刷
令和3年(2021年)3月22日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄